

工事請負契約等に係る入札参加停止

不正又は不誠実な行為等の再発を防止し、公共工事の受注者としてふさわしくないものを入札から排除し反省を促すため、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱第2条第1項の規定に基づき、以下のとおり、下記業者に対し、入札参加停止を行いました。（1件1者）

1 入札参加停止の内容

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第1第7号（安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故）に該当する。

2 措置対象業者及び停止期間

項目	措置対象業者	停止期間
商号	株式会社 日本ピーエス	2週間
代表者氏名	代表取締役社長 有馬 浩史	
本店所在地	福井県敦賀市若泉町3	

3 入札参加停止の理由

静岡県島田土木事務所が発注した平成30年度（国）473号橋梁改築（地域連携2A）地域高規格工事（3号橋上部工第1工区）の工事現場において、安全管理の措置が不適切であったことにより、令和2年1月14日、作業員1名が死亡、1名が重傷となる工事事故を生じさせたため。

4 停止期間の始期及び終期

令和2年3月4日から令和2年3月17日まで（2週間）

（参考）

静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱別表第1第7号

措置要件	措置期間
県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2週間以上4か月以内